

議会運営委員会記録

1 日 時 平成30年6月12日（火曜日）

開 会 午前 9時58分

閉 会 午前10時08分

2 場 所 議会会議室

3 出席委員 10人

委員長 金 厚 有 豊

副委員長 堀 江 かず代

委 員 舎 川 智 也

// 江 西 照 康

// 東 篤

// 成 田 光 雄

// 横 野 昭

// 高 田 重 信

// 村 家 博

// 柞 山 数 男

4 欠席委員 0人

5 委員外議員として出席した者

議 員	上 野 蛭
//	木 下 章 広
//	大 島 満
//	橋 本 雅 雄
//	赤 星 ゆかり

6 職務のために出席した者

【議会事務局】

事務局長	島 静一
事務局次長	岡地 聡
参事（庶務課長）	金山 靖
議事調査課長	福原 武
議事調査課長代理	石黒 隆司
議事調査課議事係長	中山 崇
議事調査課調査係長	牧野 仁美
議事調査課主任	平野 霞

7 会議の概要

委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。

〔報道機関のテレビカメラ撮影を許可〕

委員長 まず、委員会記録の署名委員に村家委員、柝山委員を指名いたします。
本日の協議事項は、お手元に配付のとおりであります。

まず、大きな協議事項1番目の6月定例会の運営についてであります。

初めに、一般質問については、23名の方から通告がありました。

そこで、一般質問の順序については、お手元の資料のとおり進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それではそのように決定いたします。
次に、2つ目の請願・陳情につきまして、今定例会に提出されたものは、お手元の資料のとおり請願1件、陳情1件であります。
このうち、「請願・陳情における意見陳述

の制度化に向けた請願」については、この議会運営委員会に付託される予定でありますので、御承知おき願います。

次に、平成30年分陳情第10号「生活保護受給」等に関する陳情」についてですが、議長から、「本件陳情事項について市担当課に状況を確認したところ、生活保護「受給」の表記・表現で本市の見解は統一されている。したがって、本市議会請願・陳情取扱要領に沿って、今定例会において、所管の委員会への付託・審査にはなじまないものとする。」との議長の見解から、請願・陳情取扱要領に沿って、当委員会としての意見を求められております。

そこで、本件陳情について、所管委員会への付託・審査を行うべきか、委員の皆さんの御意見をお聞かせください。

高田委員

自民党としては、本市の状況も踏まえてよく検討した結果、議長見解のとおり、所管委員会への付託・審査にはなじまないものと考えています。

ただ、陳情者の方への通知において、このような状況や当局の考えを付記して回答さ

ればよいのではないかと思います。

委員長 社民党さんは何かありますか。

東委員 この陳情については、今初めて見た形でありまして、直ちに意見を述べることは大変無理があります。できればこのようなものはさきにいただいて、検討を……

（「きのういただきました。」と発言する者あり）

東委員 そうでしたか。見落としておりまして大変申しわけありません。内容を見ていなかったことに落ち度がありますので、次回以降はしっかりと目を通して検討させていただきたいと思います。今回はそのような扱いでやむなしということです。

委員長 それでは、平成30年分陳情第10号については、議会運営委員会の意見として、「本件陳情については、議長見解のとおり、今定例会において、所管の委員会への付託及び審査にはなじまないと考える」との意

見を付して、議長に報告したいと思いますが、そのように取り扱うこととして、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように決定いたします。

次に、3つ目の意見書・決議につきまして、これまでに受理しているものについては、お手元の資料のとおり、1件であります。この請願形式による意見書提出要請については、請願者から、もし、議員提出議案とならなかった場合は、請願として取り扱ってほしいとの申し出がありました。

したがって、議員提出議案とならなかった場合には、本会議最終日に委員会付託を省略して、ただちに討論・採決を行いますので、御承知おき願います。

また、会派から提出されます意見書（案）、決議（案）につきましては、20日（水曜日）の午後5時までの提出期限となっております。

提出されました、会派からの意見書（案）、決議（案）については、翌21日（木曜日）の本委員会でお示しいたします。

これらの意見書（案）、決議（案）は、本

日提示いたしました意見書とあわせまして、25日（月曜日）の本委員会において、御協議いただくこととなります。

それまでに、各会派において、御検討いただきたいと思えます。

最後に、大きな協議事項2番目の議会運営に関する申合せ事項についてであります。去る5月11日の本委員会において提案のありました討論についての新たな申合せ事項につきまして、正・副委員長においてお手元に配付の資料のとおり案を作成いたしましたので、まず事務局から説明させます。

議事調査課長　〔「議会運営に関する申合せ事項の変更について（案）（討論の発言内容について）」により説明〕

委員長　この案について、委員の皆さんの御意見をお聞かせください。

柞山委員　自民党から提案させていただいた案件でありまして、この内容でよいと思えます。

東委員　社民党においてもこの件に関して議論させていただきました。

前回の3月定例会を経て、今6月定例会に向けてということで5月11日の本委員会

で提案され、討論についてはお互いに節度を持って行うというような意見がありました。今定例会では、あえてまだ明文化まではしなくてもよいのではないかと思います。今定例会の様子を見て、それでもまだ時間が長いなどということであれば、改めて今定例会終了後にこのような変更、もしくは申合せ事項に追加するということが社民党の意見です。今定例会の前に変更をするというのは時期尚早ではないかというふうに思っております。

委員長

討論に関する新たな申合せ事項につきましては、5月11日の本委員会において、明文化することについての決定をしております。

したがって、本日の委員会においては明文化の是非についてはなく、正・副委員長に御一任いただいた申合せ事項（案）の内容についての御意見を伺いたいと思います。

自民党さんは、何かありますか。

柞山委員

これでよいと思います。

委員長

社民党さんは、何かありますか。

ある場合は内容についてお聞かせください。

東委員 内容については、良識に基づきですとか、簡潔にということ、あえて時間制限ですとか内容に対する細かい立入りといった厳しい制限がかけられるものではないと認識しております。

委員長 了解したということですか。

東委員 内容については、この案文でいいというふうに思います。

委員長 内容についていいということは、どういうことでしょうか。

東委員 何を求められていますか。この内容をつけ加えることがいいのかどうかということですか。

明文化するということが前提であり、この内容を入れなければいけないということであるならば、文言的にはこれでいいかと思えます。

（「委員外議員の発言をお願いします」と発言する者あり）

委員長

委員外議員の発言は今回申し出を受けておりません。

それでは、案のとおり申合せ事項に追加することとし、今6月定例会に臨んでいくことといたしますので、各会派において周知徹底されますようお願いいたします。

以上で、本日の協議事項は終了いたしました。

次回の議会運営委員会は、6月21日（木曜日）、本会議終了後に行いますので、よろしくようお願いいたします。

これをもって、本日の議会運営委員会を閉会いたします。

平成30年6月定例会
(平成30年6月12日)

議会運営委員会記録署名

委員長 金 厚 有 豊

署名委員 村 家 博

署名委員 柞 山 数 男